技術提案書作成にあたっての注意点(工事)

2023.04.13

04. 24

12.08

(下記の点が不備の場合、評価の対象とはなりませんのでご注意ください)

○ 提出書類は原則として白黒でお願いします。

<u>提出いただいた技術提案書は白黒でコピーし審査資料とする</u>ため、カラー(特に黄色)の場合「空白」となる場合があり、「未記入」として処理されることがあります。

- <u>技術提案書に係る添付書類を「省略」とした場合、申請書類の確認は行わず過去(当初入札案</u> 件)に提出のあった書類により評価を実施することとなります。
- 過去(当初入札案件)に提出した申請書類に添付漏れや誤記等の不備があった場合、その不備 のあった書類により評価を実施することとなり、加点の対象とはなりません。申請時に「省略」 を選択する際は、過去(当初入札案件)に提出した書類を十分確認するなど、慎重かつ丁寧な 対応をお願いします。

<u>また、省略することとし記載した当初入札件名等が誤っている場合も、審査(加点)対象と</u>はなりませんのでご注意ください。

- 各様式で「有・無」の選択式の場合、「無」が選択されているときは、添付書類の有無<u>(添付</u>書類の確認はしません)に関わらず評価の対象とはなりません。
- 賃上げ表明について、「事業年度」か「暦年」を明確に記載するとともに、期間を確認するため括弧書きで期間を記載してください。

また、「従業員代表」「給与又は経理担当者」は押印が必要です。

なお、中小企業の場合は「法人税申告書別表1」(別紙参照)を添付してください。

1月1日~12月31日の場合、「事業年度」か「暦年」により表明する年度が違います

例 令和5年6月契約の場合

暦年での表明 : 令和5年1月1日~令和5年12月31日まで 事業年度での表明: 令和6年1月1日~令和6年12月31日まで

- 添付書類<u>の評価対象期間の</u>基準日は「入札公告の日」ですが、「賃上げ表明」の基準日は「契 約日」ですので注意して下さい。
- 災害協定等の実積については、協定書(覚書等を含む)写しの添付が必要です。なお、協定 者等が所属団体等となっている場合は、その団体の構成員であることが確認出来る書類が必要

です。(関東森林管理局との協定であっても必要です。)

○ 「ホームページ写し」「就業規則」等を提出する場合は、何の添付書類か確認できる「表題」 部分が必要です。

また、「該当箇所にアンダーライン」など明確となるよう表示をお願いします。

- 「新聞記事」を添付する場合は、新聞社名、掲載日を明記してください。また、適宜拡大する など明瞭に確認できるようしてください。特に、白黒印刷で明確に判読できるかご確認をお願 いします。
- ワークライフバランスにおいて「一般事業主行動計画策定」は、次世代育成支援対策法に基づくものは対象とはなりません。
- 「過去○年」「過去○年度間」で対象期間が違います。該当する年度を良く確認してください。
- ○継続教育(CPD)の取り組みを証明する書類については、発行機関の名称が記載されているものが必要です。発行機関名が確認できないものは加点対象とはなりません。

(7)

中小企業の確認資料 ※中小企業の場合は下記の様式を添付してください

